

議案第 25 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を
改正する告示

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 25 日

小城市教育員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日付での統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育
委員会の要綱を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を
改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項及び第 5 項、第 7 条第 3 項及び第 4 項中「事務長」を
「統括事務長又は事務長」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成20年小城市教育委員会告示第5号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(組織)</p> <p>第2条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 中心校に<u>事務長</u>がいる学校運営支援室は、当該<u>事務長</u>を小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が室長に任命する。（以下「<u>事務長</u>である室長」という。）</p> <p>5 前項以外の学校運営支援室の室長（以下「<u>事務長</u>でない室長」という。）は、事務職員の中から教育委員会が任命する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第7条</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>事務長</u>である室長は、他の事務職員に対し調整及び指導監督する。</p> <p>4 <u>事務長</u>でない室長は、他の事務職員に対し調整及び指導助言を行うことができる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 中心校に<u>統括事務長又は事務長</u>がいる学校運営支援室は、当該<u>統括事務長又は事務長</u>を小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が室長に任命する。（以下「<u>統括事務長又は事務長</u>である室長」という。）</p> <p>5 前項以外の学校運営支援室の室長（以下「<u>統括事務長又は事務長</u>でない室長」という。）は、事務職員の中から教育委員会が任命する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第7条</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>統括事務長又は事務長</u>である室長は、他の事務職員に対し調整及び指導監督する。</p> <p>4 <u>統括事務長又は事務長</u>でない室長は、他の事務職員に対し調整及び指導助言を行うことができる。</p>